

## 1. 国ガイドライン改正の背景等

- ◆ 福祉サービス第三者評価事業による評価の質の向上及び一層の受審促進が図られるよう、また地域共生社会の実現や社会福祉法人制度の見直しなど関連制度の改正等に対応するため「福祉サービスの第三者評価事業に関する指針」の改正（H30.3厚生労働省）
- ◆ 指針の改正に伴い、高齢者福祉サービス事業所等での評価を効果的に行うため、共通評価基準ガイドラインの趣旨が変わらないよう配慮し、高齢福祉分野の共通評価基準（＝府必須評価基準）及び内容評価基準を改定（※）。

※主な改正内容は、「内容の加筆・削除」「高齢福祉分野独自内容の付加」等

- ◆ これまでの「特別養護老人ホーム」「通所介護」「訪問介護」の3事業等に加え、「養護老人ホーム」「軽費老人ホーム」に係る新たな評価基準ガイドラインを策定（H29.3厚生労働省）。

## 2. 大阪府ガイドライン改正の考え方

### （1）必須評価基準（必須評価基準・内容評価基準）

- ① 国の改正に基づき、高齢福祉分野の「必須評価基準」及び「内容評価基準」について、国の評価基準・判断基準のガイドラインを全部適用し、大阪府福祉サービス第三者評価基準の改正を実施。
- ② 評価基準ガイドラインを3種（入所・通所・居宅）から5種に変更（＝国ガイドライン）※評価対象の福祉サービスに変更なし

改正案（＝国ガイドライン）	現行（府ガイドライン）
特別養護老人ホーム	施設系入所サービス
通所介護	施設系通所サービス
訪問介護	居宅系サービス
養護老人ホーム、軽費老人ホーム	なし

### （2）推奨評価基準（府独自基準）

項目について、国ガイドラインと重複している項目を再編（資料2-2）※項目数は以下のとおり

※カッコ内は項目数

